



コンプライアンス(法令等遵守)体制の充実強化への取り組み

コンプライアンスとは、法律や企業内の諸規定などを守り、法令等の違反行為を未然に防ぎ、高い倫理意識を持った誠実な活動によってお客様の信頼に応えていくというものです。

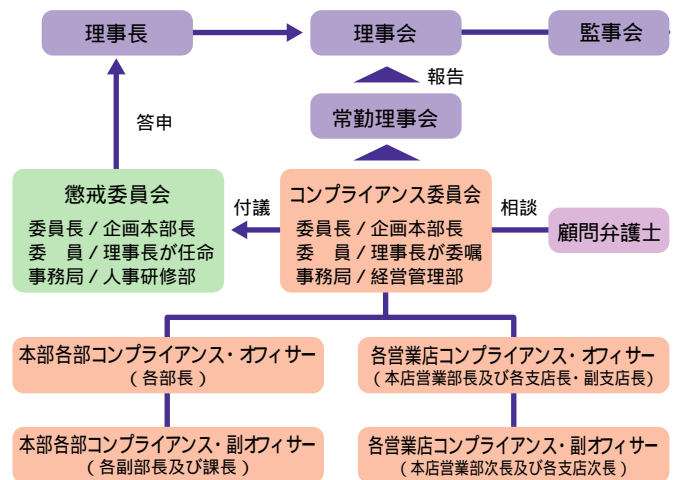
当金庫は、地域金融機関として社会的責任と公共的使命を自覚し、地域社会の皆様から寄せられる信頼にお応えし、これまで以上の金融サービスを提供していく立場から、このコンプライアンスを経営の最重点課題の一つに掲げ、役職員一丸となって取り組んでいるところです。また反社会的勢力に対しては毅然たる姿勢でこれを排除するなど、公正な業務運営に心掛けております。

コンプライアンス体制の整備と徹底

コンプライアンス体制の整備を図るために、「コンプライアンス委員会」の充実と、すべての支店・部署に新たに「コンプライアンス・副オフィサー」を配置するなど体制の整備を図っております。また、コンプライアンス規程及びコンプライアンス・マニュアルを適時見直し、毎年4月に策定したコンプライアンス・プログラムを着実に実行し、その実施状況をチェックするなどしてコンプライアンスの徹底に取り組んでおります。

コンプライアンス副オフィサーの任務はコンプライアンス・オフィサーの任務を補佐し、本部各部並びに営業店活動の実務面を互いに牽制しながらダブルチェックによる相乗

コンプライアンス体制



貸出運営についての考え方

当金庫は地域金融機関として地域の中小企業や地域社会の繁栄に貢献することが信用金庫の使命であると考えております。

貸出にあたっては、より多くのご利用を頂くために、小口多数取引をコンセプトに県内の中小企業や個人の幅広い資金需要に積極的に取り組み、的確で迅速に対応することを基本姿勢としております。

融資審査に際しましては皆様の大事な資金が地域社会、企業経営に有効に活用されるよう安全性、健全性、成長性等厳正に審査しております。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適性の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の資産運用目的、知識、経験および財産の状況に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・ご購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくため、当該商品の重要事項について説明いたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解をまねくことのないよう、研修を通じて役職員の知識向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。

個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、個人情報の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の関係法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性に努めます。

個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報をいいます。

個人情報の取得・利用目的について

(1)個人情報の取得

当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報の取得をします。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客様の住所・氏名・電話番号・性別・生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験、資産状況、年収などを確認させていただきます。

お客様の個人情報は

お客様が取引に際して各種申込書や契約書等にご記入いただいた事項

営業店窓口係や営業担当者等が口頭でお客様から取得した事項

当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」、等の入力事項

その他一般に公開されている情報等 から取得しています。

(2)個人情報の利用目的

当金庫は、次の利用目的のために個人情報を利用し、それ以外の目的には利用しません。お客様本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示することはありません。

(業務内容)

- ・預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
- ・国債窓口販売業務、投信販売業務、保険販売業務、証券仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により信用金庫が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- ・その他信用金庫が営むことができる業務およびこれらに付随する業務(今後取扱いが認められる業務を含む)

(利用目的)

各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため

本人確認法に基づくご本人様の確認等、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため

預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため

融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため

適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため

与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため

他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため

お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため

市場調査、並びにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため

ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため

提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため

各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため

その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

信用金庫法施行規則により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

信用金庫法施行規則により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、パンフレット等でもご覧いただけます。



リスク管理について

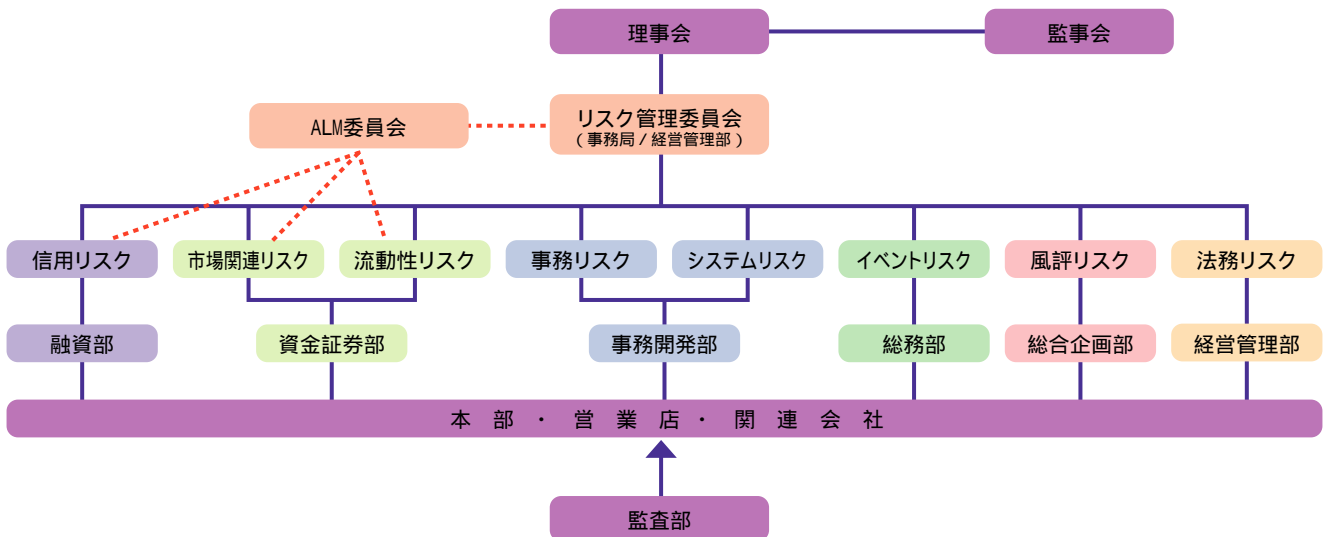
万全なリスク管理体制

金融の自由化、IT化の進展に伴い、金融機関を取り巻くリスクは一段と複雑化・多様化しております。

当金庫は、信用リスクや市場リスクに含まれていないリスク、例えば事務事故やシステム障害、あるいは不正行為等によって損失が発生するリスクを「オペレーショナルリスク」として計測し、当該リスクをカバーする自己資本の充実を図る「統合リスク管理」の導入を検討し、リスク管理の高度化を進め、様々なリスクを十分認識し、経営の健全性・安全性を図るためにリスク管理態勢の充実・強化に努めております。

リスク管理に関し、理事会を意思決定機関、経営管理部を統括部署としてリスク管理方針を定め、リスク管理規程及びリスク管理要領を策定し、経営全般に亘るリスク管理の徹底が最も重要な課題の一つとなっております。

リスク管理体制組織図



リスクの種類

信用リスク / 信用供与先の財務状況の悪化等により、当金庫の資産の価値が減少ないし消滅し、当金庫が損失を被るリスク

市場関連リスク / 金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産の価値が変動し当金庫が損失を被るリスク。

流動性リスク / 市場の混乱等により、市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより当金庫が損失を被るリスク並びに当金庫の財務内容の悪化等により資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより当金庫が損失を被るリスク。

事務リスク / 役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、当金庫が損失を被るリスク。

システムリスク / コンピュータシステムの障害または誤作動・システムの不備・不正利用等により当金庫が損失を被るリスク。

イベントリスク / 犯罪または風水害、地震等の自然災害等偶発的に発生した事件や事故等で当金庫が損失を被るリスク。

風評リスク / 様々な緊急事態の発生による風評や経営内容が誤って伝えられること等により、経営にとってマイナスの影響が及び、直接、間接を問わず不測の損失を当金庫が被るリスク。

法務リスク / 各種取引または訴訟等において法律関係に不確実性、不備があることにより、当金庫が損失を被るリスク。

公益通報者保護法施行への対応

昨今の相次ぐ企業不祥事件の中には、所謂「内部通報」(内部告発)により顕在化したケースが少なくありません。「内部通報」は一般的な概念として浸透しています。一方で、「内部通報」に対しては、「裏切り者」という印象を持っている人も多く、「内部通報」を契機に取引先でなく家族関係や子供の友人関係に影響が及び、ネガティブな印象を抱くのが普通です。

しかし、企業を取り巻く外部環境はここに来て大きく変容しており、内部通報を誘発する環境になりつつあります。その主な要因は、平成18年4月1日より公益通報者保護法の施行、会社への帰属意識の低下、IT環境の変化等でありますが、対応を誤ると企業の信頼を大きく損ねかねません。

したがって、コンプライアンス経営への取組を更に強化するとともに、職員からの法令違反等に関する通報処理の仕組みを整備し、適切に処理を行って当金庫内部の自浄作用を高めるとともに、当金庫外部への通報による風評リスク等を減少させるために「公益通報者保護管理規程」を制定しました。

1. 目的

公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に係る法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資する。

2. 概要

働くものが、事業者内部の法令違反行為について、事業者内部、行政機関、事業者外部に対して、それぞれ所定の要件を満たして公益通報を行った場合、公益通報者は解雇の無効・その他不利益な取扱いの禁止、公益通報を受けた事業者は行政機関の取るべき措置を行う。

3. 通報対象の事実

国民の生命、身体、財産の保護にかかる法律に違反するもので、かつ最終的に刑罰によってその実効性が担保されている法令違反行為に限定されています。

しかし、通報対象事実に該当しない法令違反行為であっても、社会的信用を低下させる大きなリスクとなるものは広い範囲の事実を対象としています。

企業内コンプライアンスを推進する観点からも通報対象事実を法令違反に限定せず、より拡大することを求めています。

よって、公益(内部)通報制度においては、法令違反行為のみならず、不正行為や企業倫理に反する行為などを加えたコンプライアンス上問題のある行為を広く通報対象事実としています。

通報・相談レートの概要

